
2027. 船積情報登録

業務コード	業務名
CLR	船積情報登録

1. 業務概要

本業務では入力された積コンテナ・船積区分と処理区分の組み合わせ*¹に応じて、本船に船積予定のコンテナの輸出申告（以下、「積コンテナリスト提出処理」という。）と船積情報の登録（以下、「船積処理」という。）に係る以下の処理を行う。

輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨が登録されている貨物について、本業務を契機に輸出申告搬入後処理を自動起動する。

(1) 積コンテナ・船積区分が「A」の場合

(A) 「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」（処理区分が未入力）

本船に船積み予定のコンテナ（空コンテナを含む。以下同様。）のうち輸出申告が必要なコンテナ番号を登録し、登録したコンテナの輸出申告を行う。これにより税関に積コンテナリストを提出する。また、本船へ貨物を船積みする旨を併せて登録する。

(B) 「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」（処理区分が「E：提出／終了」）

本船に船積み予定のコンテナのうち輸出申告が必要なコンテナ番号を登録し、登録したコンテナの輸出申告を行う。これにより税関に積コンテナリストを提出する。また、本船へ貨物を船積みする旨の登録及び船積みが終了した旨の登録を併せて行う。

(2) 積コンテナ・船積区分が「B」の場合

(A) 「積コンテナ情報登録」（処理区分が「9：新規登録」）

積コンテナリスト提出に先立ち、本船に船積み予定のコンテナのうち輸出申告が必要なコンテナ番号を登録する。

(B) 「積コンテナ情報追加」（処理区分が「2：追加」）

「積コンテナ情報登録」で払い出された積コンテナリスト提出番号に対してコンテナ番号を追加する。

(C) 「積コンテナ情報削除」（処理区分が「3：削除」）

「積コンテナ情報登録」で払い出された積コンテナリスト提出番号に対してコンテナ番号を取り消す。

(D) 「積コンテナ情報登録・提出」（処理区分が「E：提出／終了」）

本船に船積み予定のコンテナのうち輸出申告が必要なコンテナ番号を登録し、登録したコンテナの輸出申告を行う。これにより税関に積コンテナリストを提出する。

(E) 「積コンテナ情報提出」（処理区分が「E：提出／終了」）

「積コンテナ情報登録」で登録したコンテナの輸出申告を行う。これにより税関に積コンテナリストを提出する。

(3) 積コンテナ・船積区分が「C」の場合

(A) 「船積登録」（処理区分が未入力）

本船へ貨物を船積みする旨を登録する。なお、1回の登録ですべての貨物を入力できない場合は、登録を複数回行う。

(B) 「船積登録・終了」（処理区分が「E：提出／終了」）

本船へ貨物を船積みする旨の登録及び船積みが終了した旨の登録を行う。

(C) 「船積終了」（処理区分が「E：提出／終了」）

本船への船積みが終了した旨を登録する。

なお、前述（1）－（A）、（B）及び（2）－（D）、（E）において、積コンテナリストの提出を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。また、本業務において時間外執務要請届を行う旨を入力することにより、時間外執務要請届を併せて行うことができる。

(* 1) 入力項目による処理の振り分けについて

本業務における処理の振り分けは、以下の入力内容に従う。

積コンテナ ・船積区分 処理区分	A : 積コンテナリスト 提出・船積処理	B : 積コンテナリスト 提出処理		C : 船積処理	
9 (新規登録)		積コンテナ情報登録			
2 (追加)		積コンテナ情報追加			
3 (削除)		積コンテナ情報削除			
— (未入力)	積コンテナ情報 登録・提出と 船積登録の 併せ処理			船積登録	
E (提出／終了)	積コンテナ情報 登録・提出と 船積登録・終了 の併せ処理	積コンテナ 情報登録 ・提出*2	積コンテナ 情報提出*3	船積登録 ・終了*4	船積終了*5

(* 2) 積コンテナリスト提出番号欄に入力がない場合

(* 3) 積コンテナリスト提出番号欄に入力がある場合

(* 4) コンテナ番号または貨物管理番号欄に入力がある場合

(* 5) コンテナ番号または貨物管理番号欄に入力がない場合

2. 入力者

通関業、船会社、船舶代理店、CY、海貨業

3. 制限事項

① 1業務で入力可能なコンテナ番号または貨物管理番号*6は最大1200件とする。

② 1業務で入力可能なコンテナ管理者数は最大20社とする。

③ 1積コンテナ提出番号で登録可能なコンテナ番号は最大1200件とする。

④ 1船舶で登録可能なコンテナ番号または貨物管理番号は最大9000件とする。

(* 6) 貨物管理番号とは、輸出管理番号またはB/L番号のことをいう。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②積コンテナ・船積区分が「A」または「B」の場合で、入力者が船舶代理店またはCYの場合は、通関業の免許を取得していること。
- ③積コンテナ・船積区分が「A」または「C」の場合で、入力者が船会社の場合は、入力された積載予定船舶コードに係る船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。
- ④積コンテナ・船積区分が「A」または「C」の場合で、入力者が船舶代理店の場合は、入力された積載予定船舶コードが「9999」以外の場合に、入力された積出港において、入力された積載予定船舶コードに係る船舶DB上の船舶運航船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。
- ⑤入力者が通関業の場合は、積コンテナ・船積区分が「B」であるか、積コンテナ・船積区分が「A」または「C」の場合は、以下のいずれかの条件を満たす貨物の船積処理（積コンテナ・船積区分が「A」の場合は、積コンテナ提出処理を含む。）であること。
 - ・「搬出確認登録（輸出許可済）（BOC）」業務、「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務または「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務（以下、「VAN業務等」という。）において、入力された積載予定船舶コードに向けて搬出された貨物である
 - ・本船扱い・ふ中扱い承認貨物（通関場所に本船・ふ中が指定された特定輸出申告を行う旨の登録がされている輸出貨物を含む。以下同様。）である
 - ・システム参加保税地域等以外に存在する貨物である
- ⑥入力者が海貨業の場合は、積コンテナ・船積区分が「C」で、以下のいずれかの条件を満たす貨物の船積処理であること
 - ・BOC業務、VAN業務等において、入力された積載予定船舶コードに向けて搬出された貨物である
 - ・本船・ふ中扱い承認貨物である
 - ・システム参加保税地域等以外に存在する貨物である

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 船舶DBチェック

- (A) 「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「積コンテナ情報登録」、「積コンテナ情報登録・提出」、「船積登録」、「船積登録・終了」または「船積終了」の場合

入力された積載予定船舶コードに対する船舶DBが存在すること。

- (B) 「積コンテナ情報追加」、「積コンテナ情報削除」または「積コンテナ情報提出」の場合

積コンテナDBに登録されている積載予定船舶コードに対する船舶DBが存在すること。

(4) 積コンテナDBチェック

「積コンテナ情報追加」、「積コンテナ情報削除」または「積コンテナ情報提出」の場合は、入力された積コンテナリスト提出番号に対する積コンテナDBが存在すること。また、積コンテナリスト提出をした旨が登録されていないこと。

(5) 船積管理DBチェック

(A) 「積コンテナ情報提出」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合

入力された積載予定船舶コード^{*7}、積出港コード、航海番号（「積コンテナ情報提出」の場合は、積コンテナDBに登録されている積載予定船舶コード、積出港コード、航海番号）に対する船積管理DBが存在する場合は、船積確認登録した旨が登録されていないこと。

（*7）積載予定船舶名に入力がある場合は、積載予定船舶名も含む。

(B) 「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」または「船積登録」の場合

入力された積載予定船舶コード、積出港コード、航海番号に対する船積管理DBが存在する場合は、船積みが終了した旨が登録されていないこと。

(C) 「船積終了」の場合

①入力された積載予定船舶コード、積出港コード、航海番号に対する船積管理DBが存在すること。

②本業務により船積みの登録を行った旨が登録されていること。

③船積みが終了した旨が登録されていないこと。

(6) コンテナ情報DBチェック

(A) 「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「積コンテナ情報登録」、「積コンテナ情報追加」、「積コンテナ情報登録・提出」または「積コンテナ情報提出」の場合

入力されたコンテナ番号（「積コンテナ情報提出」の場合は、積コンテナDBに登録されているコンテナ番号）に対して、以下のチェックを行う。

なお、①～③、⑤～⑦のチェックについては、積コンテナ情報登録不要表示が入力されていない場合にのみチェックを行う。また、⑧～⑩のチェックについては、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」の場合のみチェックを行う。

①保税地域に蔵置されている旨が登録された場合^{*8}は、コンテナ情報DBが存在すること。（空コンテナとして登録された場合を除く。）

②保税地域に蔵置されている旨が登録された場合は、当該保税地域に蔵置されていること。なお、入力者がCYの場合で保税地域コードやバースコードが入力されなかった場合は、入力者の管理するCYに蔵置されていること。

③「積コンテナ情報登録」、「積コンテナ情報追加」、「積コンテナ情報登録・提出」または「積コンテナ情報提出」の場合は、輸入コンテナまたは輸出コンテナであること。

④「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」または「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」の場合は、輸出コンテナまたは仮陸揚コンテナであること。なお、仮陸揚コンテナの場合は、積コンテナ情報登録不要表示が入力されていること。

⑤未通関コンテナであること。

⑥事故情報が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑦輸入コンテナとして登録されている場合で、積戻しする場合は、卸コンテナ情報登録がされていること。

⑧実入輸出コンテナの場合は、VAN業務等がされているか、または「CY搬入情報訂正（CYC）」業務により、マニュアル輸出許可済の旨が登録されていること。

⑨入力者が船会社、船舶代理店または通関業の場合は、入力された積載予定船舶コードに向けてVAN業務等がされているか、またはシステム参加保税地域等以外に存在すること。

⑩本業務により船積処理がされていないこと。

⑩貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

(＊ 8) 以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ・「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」または「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」の場合で、入力者がCYの場合
- ・「積コンテナ情報登録」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合で、保税地域が入力された場合
- ・「積コンテナ情報追加」または「積コンテナ情報提出」の場合で、「積コンテナ情報登録」時に保税地域が入力された場合

(B) 「船積登録」または「船積登録・終了」の場合

入力されたコンテナ番号に対して、以下のチェックを行う。

- ①コンテナ情報DBが存在すること。
- ②輸出コンテナまたは仮陸揚コンテナであること。
- ③入力者がCYの場合は、入力者が管理する保税地域に蔵置されていること。
- ④実入輸出コンテナの場合は、VAN業務等がされているか、またはCYC業務により、マニュアル輸出許可済の旨が登録されていること。
- ⑤入力者が船会社、船舶代理店、通関業または海貨業の場合は、入力された積載予定船舶コードに向けてVAN業務等がされているか、またはシステム参加保税地域等以外に存在すること。
- ⑥本業務により船積処理がされていないこと。
- ⑦積コンテナ情報登録不要表示が入力されていない場合は、積コンテナリスト提出がされていること。
- ⑧積コンテナ情報登録不要表示が入力されていない場合は、入力された積載予定船舶コード、積出港コード、航海番号と、積コンテナ情報登録された積載予定船舶コード、積出港コード、航海番号が同一であること。
- ⑨事故情報が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑩貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

(7) 貨物情報DBチェック

「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「船積登録」または「船積登録・終了」の場合に、以下のチェックを行う。

(A) コンテナ番号が入力された場合

入力されたコンテナ番号に関連付けられている貨物管理番号に対して、以下のチェックを行う。

- ①貨物情報DBが存在すること。
- ②入力者がCYの場合は、入力者が管理する保税地域に蔵置されていること。
- ③入力者が船会社、船舶代理店、通関業または海貨業の場合は、入力された積載予定船舶コードに向けてVAN業務等がされているか、またはシステム参加保税地域等以外に存在すること。
- ④リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。
- ⑤輸出または積戻し貨物の場合は、輸出（積戻し）許可済であること。
- ⑥数量変更にかかる輸出許可内容変更申請中でないこと。
- ⑦輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。
- ⑧貨物取扱許可申請中でないこと。
- ⑨訂正保留中でないこと。
- ⑩事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑪当該貨物管理番号に対して貨物の一部が既に船積登録されている場合は、本業務で入力された積載予定船舶コードと、登録済の積載予定船舶コードが同一であること。

⑫「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務により、以下の登録がされていないこと。

- ・ 亡失届受理
- ・ 減却承認
- ・ 現場収容
- ・ 税関内収容
- ・ その他の搬出承認

⑬貨物手作業移行されていないこと。

⑭貨物差止め登録がされていないこと。

(B) 貨物管理番号が入力された場合

入力された貨物管理番号に対して、以下のチェックを行う。

①貨物情報DBが存在すること。

②輸入貨物でないこと。

③VAN業務等がされていないこと。

④本業務により船積処理がされていないこと。

⑤入力者がCYの場合は、入力者が管理する保税地域に蔵置されていること。

⑥入力者が船会社または船舶代理店の場合は、入力された積載予定船舶コードに向けてBOC業務がされているか、仮陸揚貨物、本船扱い・ふ中扱い承認貨物であるか、またはシステム参加保税地域等以外に存在する貨物であること。

⑦入力者が通関業または海貨業の場合は、入力された積載予定船舶コードに向けてBOC業務がされている貨物であるか、本船扱い・ふ中扱い承認貨物であるか、またはシステム参加保税地域等以外に存在する貨物であり、かつ入力者が当該貨物の貨物情報登録者*⁹または申告者であること。

⑧輸出または積戻し貨物の場合で本船扱い承認貨物以外の場合は、輸出（積戻し）許可済であること。

⑨数量変更にかかる輸出許可内容変更申請中でないこと。

⑩輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

⑪貨物取扱許可申請中でないこと。

⑫訂正保留中でないこと。

⑬事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑭本船扱い承認貨物の場合は、本業務で入力された積載予定船舶コード及び積出港コードと本船扱い承認された積載予定船舶コード及び積出港コードが同一であること。同様に、通関場所に本船が指定された特定輸出申告を行う旨が登録されている貨物の場合は、本業務で入力された積載予定船舶コード及び積出港コードと貨物情報に登録されている積載予定船舶コード及び積出港コードが同一であること。

⑮当該貨物管理番号に対して貨物の一部が既に船積登録されている場合は、本業務で入力された積載予定船舶コードと、登録済の積載予定船舶コードが同一であること。

⑯「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務により仕分親となっていないこと。

⑰PSH業務により以下の登録がされていないこと。

- ・ 亡失届受理
- ・ 減却承認
- ・ 現場収容
- ・ 税関内収容
- ・ その他の搬出承認

⑱貨物手作業移行されていないこと。

⑲貨物差止め登録がされていないこと。

(* 9) 貨物情報登録者とは、「輸出貨物情報登録（ECR）」業務または「積戻し貨物情報登録

(RCR)業務で貨物情報を作成した利用者をいう。

(8) 時間外執務要請届情報関連チェック

「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出」または「積コンテナ情報提出」の場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下①のチェックを行い、時間外執務要請届出済の旨が入力された場合は、以下②～③のチェックを行う。

- ①時間外執務要請届出済の旨または本業務において時間外執務要請届を併せて行う旨が入力されていること。
- ②入力者分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ③本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を内部処理で行う。(詳細については後述の特記事項を参照。)

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 処理単位

(A) 積コンテナ・船積区分が「A」または「B」の場合

入力されたコンテナ管理者単位に処理を行う。

(B) 積コンテナ・船積区分が「C」の場合

積載予定船舶コード、積出港コード、航海番号単位(以下、「本船単位」という。)に処理を行う。

(3) 積コンテナリスト提出官署決定処理

「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「積コンテナ情報登録」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合は、コンテナ蔵置場所の保税地域及びバースを管轄する税関官署を積コンテナリスト提出官署とする。

(4) 積コンテナリスト提出番号の払出し処理

「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「積コンテナ情報登録」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合は、積コンテナリスト提出番号をコンテナ管理者単位でシステムから払い出す。

(5) 積コンテナDB処理

(A) 「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「積コンテナ情報登録」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合

- ①積コンテナリスト提出番号に対する積コンテナDBを作成する。
- ②入力されたコンテナ番号を登録する。
- ③「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合は、積コンテナリスト提出を行った旨を登録する。

(B) 「積コンテナ情報追加」の場合

積コンテナリスト提出番号に対する積コンテナDBに入力されたコンテナ番号を追加する。

(C) 「積コンテナ情報削除」の場合

積コンテナリスト提出番号に対する積コンテナDBのコンテナ番号に取消しとなった旨を登録する。

(D) 「積コンテナ情報提出」の場合

積コンテナリスト提出を行った旨を登録する。また、前述4.(6)-(A)の入力条件に合致しな

いコンテナは、エラーの旨を登録する。

(6) コンテナ情報DB処理

(A) 「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」または「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」の場合

①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。

②積コンテナリスト提出により輸出許可となった旨を登録する。

③入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBに、船積みの登録を行った旨を登録する。

(B) 「積コンテナ情報提出」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合

①入力されたコンテナ番号（「積コンテナ情報提出」の場合は、積コンテナDBに登録されたコンテナ番号）に係るコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。

②積コンテナリスト提出により輸出許可となった旨を登録する。

(C) 「船積登録」または「船積登録・終了」の場合

入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBに、船積みの登録を行った旨を登録する。

(7) 貨物情報DB処理

「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「船積登録」または「船積登録・終了」の場合は、以下の処理を行う。

(A) コンテナ番号が入力された場合

①当該コンテナに関連付けられている貨物管理番号に対する貨物情報DBに、船積みの登録を行った旨を登録する。

②入力された積載予定船舶コードで貨物情報DBを更新する。

(B) 貨物管理番号が入力された場合

①当該貨物管理番号に対する貨物情報DBに、船積みの登録を行った旨を登録する。

②入力された積載予定船舶コードで貨物情報DBを更新する。

(8) 船積管理DB処理

「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「船積登録」、「船積登録・終了」または「船積終了」の場合は、以下の処理を行う。

①入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に対する船積管理DBが存在しなかった場合は、船積管理DBを作成する。（「船積終了」の場合を除く。）

②船積みの登録を行った旨を登録する。（「船積終了」の場合を除く。）

③入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に対する船積管理DBに、船積みが終了した旨を登録する。（「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「船積登録」の場合を除く。）

(9) 時間外執務要請届処理

「積コンテナ情報登録・提出と船積登録の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出と船積登録・終了の併せ処理」、「積コンテナ情報登録・提出」または「積コンテナ情報提出」の場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合、時間外執務要請届を併せて行う旨が入力された場合は、事前に時間外執務要請届出がされていた場合を除き、以下の処理を行う。

(A) 時間外執務要請届受理番号払出し処理

時間外執務要請届受理番号をシステムで払い出す。

(B) 時間外執務要請届DB処理

①時間外執務要請届DBを作成する。

②実施時刻より1分間分の届出時間帯で時間外執務要請届を登録する。

(10) 輸出申告搬入後処理の起動処理

詳細は「輸出申告搬入後処理（CEW）」業務を参照。

(11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(12) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ①内部処理を実行している場合。
- ②「積コンテナ情報登録」、「積コンテナ情報追加」または「積コンテナ情報登録・提出」の場合で、実入コンテナでマニュアル輸出許可済の旨が登録されていないコンテナが存在する場合。
- ③本業務の実施日と入力された船積年月日の差が7日以上の場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
エラー通知情報 (積コンテナ登録情報)	「積コンテナ情報登録」の場合にコンテナ管理者単位に出力する	入力者
エラー通知情報 (船積情報)	「積コンテナ情報登録」以外である場合に本船単位に出力する	入力者
積コンテナリスト 提出情報	積コンテナ・船積区分が「A」であるか、または積コンテナ・船積区分が「B」でかつ処理区分が「E」である場合にコンテナ管理者単位に出力する	税関 (保稅担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、コンテナ管理者単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」であるか、または積コンテナ・船積区分が「B」でかつ処理区分が「E」である (2) 保稅地域コードが登録されている (3) 入力者と当該保稅地域の利用者が異なっている	保稅地域
	以下の条件をすべて満たすとき、コンテナ管理者単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」であるか、または積コンテナ・船積区分が「B」でかつ処理区分が「E」である (2) コンテナ管理者コード（共通）またはコンテナ管理者コード欄に入力された船会社がシステムに参加している	船会社 (コンテナ管理者)
積コンテナ輸出許可通知情報	積コンテナ・船積区分が「A」であるか、または積コンテナ・船積区分が「B」でかつ処理区分が「E」である場合にコンテナ管理者単位に出力する	入力者
本船扱い貨物船積登録情報	積コンテナ・船積区分が「A」または「C」（「船積終了」の場合を除く）の場合で、本船扱い承認貨物が存在する場合に輸出管理番号単位に出力する	貨物情報DBに登録されている申告予定者
積コンテナ対象外コンテナ情報	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である（「船積終了」の場合を除く。） (2) 積コンテナ情報登録不要表示に「X」が入力されたコンテナが存在する	税関 (監視担当部門)

情報名	出力条件	出力先
船積船舶・積出港 差異情報	以下の条件をすべて満たす貨物が存在するとき、輸出管理番号単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である（「船積終了」の場合を除く。） (2) 入力された積載予定船舶コード、積出港と貨物に対して輸出（積戻しを含む。）許可された積載予定船舶コード、積出港のいずれか、または両方が異なっている (3) 以下の貨物は、出力対象外とする ①システム外搬入貨物 ②仮陸揚げ貨物 ③「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務により輸出等許可後の手作業移行された貨物 ④マニュアル許可済貨物 ⑤本船扱い貨物	輸出申告を行った利用者 申告先税関 （輸出通関担当部門）
船積未登録情報	積コンテナ・船積区分が「A」または「C」でかつ、処理区分が「E」の場合で、本業務より前に、本船に対して船積み終了した旨が登録されていない場合に、以下のいずれかの条件を満たすとき、本船単位に出力する (1) 以下の条件をすべて満たすコンテナが存在する場合 ①当該積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号が登録されている ②CY搬入確認登録がされている ③積コンテナリストの提出がされていない ④本業務で入力されていない (2) 以下の条件をすべて満たすコンテナが存在する場合 ①当該積載予定船舶コード、積出港コードおよび航海番号に対して積コンテナリスト提出済である ②船積登録がされていないコンテナが存在する場合 (3) 以下の条件をすべて満たす貨物管理番号が存在する場合 ①当該積載予定船舶コード及び積出港コードに向けて搬出確認登録がされているか、または本船扱い承認貨物（通関場所に本船が指定された特定輸出申告を行う旨の登録がされている輸出貨物を除く）である ②本業務で入力されていない ③入力者が船会社以外の場合は、BOC業務において通知先として指定された利用者である	入力者
船積登録終了情報	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である (2) 処理区分が「E」である (3) 入力者が船会社、船舶代理店以外である (4) 本業務より前に、本船に対して船積み終了した旨が登録されていない (5) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに参加している	本船運航船会社

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である (2) 処理区分が「E」である (3) 入力者が船会社、船舶代理店以外である (4) 本業務より前に、本船に対して船積みが終了した旨が登録されていない (5) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに不参加である (6) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コード、航海番号において受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する (7) (6)に該当する利用者が存在しない場合は、入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コードにおいて受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する	船舶代理店
	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である (2) 処理区分が「E」である (3) 本業務より前に、本船に対して船積みが終了した旨が登録されていない (4) 入力された積載予定船舶コードが「9999」である	入力者
船積変更予定情報	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「B」である (2) 処理区分が「E」である (3) 入力者が船会社、船舶代理店以外である (4) 本船に対して船積みが終了した旨が登録されている (5) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに参加している	本船運航船会社
	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「B」である (2) 処理区分が「E」である (3) 入力者が船会社、船舶代理店以外である (4) 本船に対して船積みが終了した旨が登録されている (5) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに不参加である (6) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コード、航海番号において受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する (7) (6)に該当する利用者が存在しない場合は、入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コードにおいて受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する	船舶代理店
	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「B」である (2) 処理区分が「E」である (3) 本船に対して船積みが終了した旨が登録されている (4) 入力された積載予定船舶コードが「9999」である	入力者

情報名	出力条件	出力先
船積登録変更情報	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である (2) 処理区分が「E」である (3) 入力者が船会社、船舶代理店以外である (4) 本船に対して船積みが終了した旨が登録されている (5) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに参加している	本船運航船会社
	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である (2) 処理区分が「E」である (3) 入力者が船会社、船舶代理店以外である (4) 本船に対して船積みが終了した旨が登録されている (5) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに不参加である (6) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コード、航海番号において受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する (7) (6)に該当する利用者が存在しない場合は、入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コードにおいて受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する	船舶代理店
	以下の条件をすべて満たすとき、本船単位に出力する (1) 積コンテナ・船積区分が「A」または「C」である (2) 処理区分が「E」である (3) 本船に対して船積みが終了した旨が登録されている (4) 入力された積載予定船舶コードが「9999」である	入力者
時間外執務要請確認情報	時間外執務要請届を併せて行う旨が入力された場合に本船単位に出力する	税関 (保税担当部門)

7. 特記事項

(1) 内部処理について

本業務は多量のコンテナ番号または貨物管理番号を処理するため、以下の処理の流れとなる。

- ①入力条件のチェックをした後、処理結果通知の出力処理を行う。
- ②多量コンテナまたは貨物管理番号に対して、一定の小さな処理単位に分割してコンテナ情報DBチェック、貨物情報DBチェックやDB処理等の内部処理を行う。
- ③すべてのコンテナ番号または貨物管理番号に対する内部処理が完了した後、積コンテナリスト提出情報等の出力処理を行う。
- ④内部処理でコンテナ情報DBチェックまたは貨物情報DBチェックに合致しなかったコンテナ番号または貨物管理番号が存在する場合は、最後に一括してエラーコンテナ番号または貨物管理番号としてエラー通知情報(船積情報)等を出力する。

なお、「積コンテナ情報登録」、「積コンテナ情報追加」及び「積コンテナ情報登録・提出」時に、実入コンテナでマニュアル輸出許可済の旨が登録されていないコンテナについては、エラー通知情報(船積情報)等にバンニング情報登録が必要な旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

(2) 仮陸揚空コンテナに対する留意点

仮陸揚空コンテナにおいて本業務に先行して次港の「船卸確認登録(個別)(PKK)」業務または「船卸確認登録(一括)(PKI)」業務が行われていた場合は、コンテナ情報DBの船卸港情報が次港の情報に切り替えられているため、本業務において当該コンテナの入力は不可となる。